

令和6年6月25日

各都道府県環境行政主管課長 殿

環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官

(公 印 省 略)

地域脱炭素化促進事業制度の運用にあたっての留意事項等について（通知）

日頃より、地球温暖化対策の推進に御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

一部の再生可能エネルギー事業に対する地域の受容性が低下し、地域社会との共生が課題となっている中、令和3年度の地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「法」という。）の改正により、地域で合意形成を図りつつ、環境に適正に配慮し、地域に裨益する、地域共生型の再生可能エネルギーの導入拡大を推進する仕組みとして、地域脱炭素化促進事業制度が創設された。当該制度の施行における留意事項等については、「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行等について」（令和4年4月1日付環政計発第2204017号）で周知したところであり、令和6年5月末時点で、全国36市町村が地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（以下「促進区域」という。）を設定し、28府県が促進区域の設定に関する基準（以下「都道府県基準」という。）を策定し、また、1件の事業計画認定がなされるなど、制度の活用が進んでいる。

今後、2050年ゼロエミッション、2030年度46%削減目標の達成に向けて、更なる制度の活用が求められていることから、令和6年6月19日に地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第56号。以下「改正法」という。）が公布され、地域脱炭素化促進事業制度の拡充等が行われた。こうした状況を踏まえ、地域脱炭素化促進事業制度の適切な運用に向けた留意事項等について、改めて下記のとおり通知することとする。これらの事項に十分留意の上、その運用に遺憾なきを期するとともに、貴管下市町村（特別区を含む。）に対しては、貴職より周知願いたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

1. 地域脱炭素化促進事業制度の拡充

改正法により地域脱炭素化促進事業制度の拡充等が行われたところであり、改正法の概要については別紙1を参照されたい。地域共生型の再生可能エネルギー導入拡大に向けた当該制度の拡充については、令和7年4月1日に施行される予定であり、その概要については以下のとおりである。なお、改正法に係る留意事項等については、地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）（令和6年4月）の改定及び改正法の施行通知等で別

途お示しする予定である。

(1) 都道府県及び市町村による地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の共同策定

現状、市町村のみが定める地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項について、都道府県及び市町村が共同して定めることができることとする。広域自治体たる都道府県が関与することで、市町村間の調整等が円滑に行われ、より広域的な観点から促進区域の設定が行われることが期待される。

(2) 都道府県による地域脱炭素化促進事業計画の認定等

都道府県及び市町村が共同して地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を定めた場合、2以上の市町村にわたる地域脱炭素化促進事業計画の認定等については、都道府県が処理することとする。

(3) 認定地域脱炭素化促進事業に係る特例措置の対象となる手続の追加

認定地域脱炭素化促進事業に係る特例措置である、関係許認可手続のワンストップ化の対象に、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項及び第30条第1項に基づく許可手続を追加することとする。

2. 地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を定める際の留意事項

(1) 地方公共団体実行計画（区域施策編）において地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項のみを定める場合について

法第21条第5項に基づき、市町村は、地方公共団体実行計画において法第21条第3項各号に掲げる事項を定める場合において、地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を定めるよう努めることとされている。地方公共団体実行計画において位置付けられた区域の将来像、区域全体の温室効果ガス削減目標や、再生可能エネルギーの導入目標等を踏まえながら、それらの目標を実現するための施策として、地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を検討していくことが基本的な考え方となる。そのため、法第21条第3項に基づき、区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項を定めた地方公共団体実行計画（以下「地方公共団体実行計画（区域施策編）」という。）において、併せて地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を定めることが原則となる。

一方で、都道府県、政令市、中核市及び施行時特例市（以下「都道府県等」という。）以外の市町村は、法第21条第3項各号を規定することが努力義務とされており、これらの市町村においては地方公共団体実行計画（区域施策編）が策定されていない場合もある。令和5年8月に公表された、「「地域脱炭素を推進するための地方公共団体実行計画制度等に関する検討会」とりまとめ」においては、地域脱炭素化促進事業制度の課題として、「促進区域等の設定に当たって、地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定が必要である等、前提となる作業が市町村の負担となっており、再生可能エネルギー導入可能量等を見極めた上で、より実効的な計画を策定するという観点からも、地方公共団体実行計画（区域施策編）の前提となる促進区域設定も考えられるのではないかな。」との指摘がなされ、対応の方向性として「促進区域設定手続の柔軟性を高めるため、地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定に先立って、促進区域の設定を可能とする等、制度的な対応を含め、必要な措置を検討する。」ことが提言されたところである。

このような状況を踏まえ地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の定め方について整理を行った結果、都道府県等以外の市町村については、事業提案型の促進区域設定を行う場合や、都道府県及び市町村が共同して促進区域の設定を行う場合など、地域脱炭素化促進事業の促進に関す

る事項のみを定めた地方公共団体実行計画（区域施策編）を策定することも差し支えない。その場合、地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項が、法第 21 条第 3 項第 1 号及び第 5 号の事項を兼ねることとなるが、法第 21 条第 3 項各号に規定するその他の事項を含めて記載を拡充していくよう努めること。

（２）地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の定め方について

地方公共団体実行計画（区域施策編）において地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を定める際に、法第 21 条第 5 項各号に掲げる事項の全てが規定されていない事例が見られる。地域脱炭素化促進事業は、法第 2 条第 6 項により、地域脱炭素化促進施設の整備及びその他の地域の脱炭素化のための取組を一体的に行う事業であって、地域の環境の保全のための取組並びに地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組を併せて行うものと定義されている。法第 22 条の 2 第 1 項においては、地域脱炭素化促進事業を行おうとする者は、地域脱炭素化促進事業計画を作成し、地方公共団体実行計画（法第 21 条第 5 項各号に掲げる事項が定められたものに限る。）を策定した市町村の認定を申請することができることとされている。そのため、地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を定める際には、法第 21 条第 5 項第 2 号に基づく促進区域のみならず、法第 21 条第 5 項各号に掲げる事項全てを定める必要があることに留意されたい。

3. 都道府県基準を定める際の留意事項

地域脱炭素化促進事業制度は、地域で合意形成を図りつつ、環境に適正に配慮し、地域に裨益する、地域共生型の再生可能エネルギーの導入拡大を推進する仕組みである。地域資源である豊富な再生可能エネルギーのポテンシャルを有効利用することで、地域の経済収支の改善等、地域課題の解決につなげることができる。こうした観点から、市町村が地域の実情に応じて、中長期的な地域の最適な土地利用の在り方を含め、望ましい地域共生型再生可能エネルギーの在り方について地域で議論し、合意形成を図ることが重要となる。都道府県基準の設定に当たっては、管内市町村がこうした制度趣旨に沿って促進区域の設定に取り組むことができるよう留意されたい。また、都道府県基準は、法第 21 条第 7 項に基づき、地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則（平成 11 年総理府令第 31 号）第 5 条の 3 から第 5 条の 6 までにおいて定める考え方に基づいて定めることとされている。したがって、都道府県基準は、その区域の自然的社会的条件に適した再生可能エネルギーの利用の促進に関する事項として、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に適正に配慮し、かつ都道府県の再生可能エネルギー導入目標との整合性や再生可能エネルギーの種類毎のポテンシャルを踏まえた上で策定するよう留意されたい。

4. 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置

再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について見直しが行われ、認定地域脱炭素化促進事業計画に従って取得した一定の太陽光発電設備について、令和 6 年度から課税標準の特例措置の対象となった。特例措置の概要については別紙 2 のとおりであるため、参考にされたい。

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する 法律の概要



パリ協定に基づく我が国の目標（NDC）の確実な達成に向けて国内外で地球温暖化対策を加速するため、以下の措置を講ずる。

- ① 二国間クレジット制度（JCM）の着実な実施を確保するための実施体制強化
- ② 地域共生型再エネの導入促進に向けた地域脱炭素化促進事業制度の拡充 等

■ 背景

- 二国間クレジット制度(JCM)は、優れた脱炭素技術によるパートナー国での排出削減に加え、脱炭素市場の創出を通じた我が国企業の海外展開やNDC達成にも貢献。
- 増加するパートナー国・プロジェクトに関する調整や、排出削減・吸収量の目標達成*に向けて、JCMの実施体制の強化が急務。
- また、地域共生型再エネの導入促進のため、再エネ促進区域の設定等の加速化に向けた制度の拡充が必要。



*パートナー国は2022年8月以降12か国増加し計29か国。また、2030年度までに累積1億t-CO2程度の国際的な排出削減・吸収量を確保するとの目標に対し、既存プロジェクトによる累積削減量は約2,300万t-CO2。（2024年2月時点）

■ 主な改正内容

① 二国間クレジット制度（JCM）の実施体制強化等

- パートナー国との調整等を踏まえたJCMクレジットの発行、口座簿の管理等に関する主務大臣の手続等を規定する。
- 現状、業務の内容に応じ、政府及び複数の事業者が分担し実施しているJCM運営業務を統合するとともに、主務大臣に代わり、JCMクレジットの発行、管理等を行うことができる指定法人制度を創設する。



② 地域脱炭素化促進事業制度の拡充

- 現状、市町村のみが定める再エネ促進区域*等について、都道府県及び市町村が共同して定めることができることとし、その場合は複数市町村にわたる地域脱炭素化促進事業計画の認定を都道府県が行うこととする。
- 許認可手続のワンストップ化特例について、対象となる手続を新たに追加する。

*再エネ促進区域：地方公共団体実行計画において定められる、地域共生型の再エネ導入等を促進する区域

上記に加えて、日常生活における排出削減を促進するため、以下に関する規定を整備

- ・ 原材料の調達から廃棄までのライフサイクル全体の排出量が少ない製品等の選択の促進
- ・ 排出削減に資するライフスタイル転換の促進 等

<改正法の施行期日> 令和7年4月1日（※一部の規定は公布日等施行）

2030年度の温室効果ガス46%削減、2050年カーボンニュートラルの実現へ

再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置 (固定資産税)

制度概要 【適用期限：令和7年度末まで】

○再生可能エネルギー発電設備について、新たに固定資産税が課せられることになった年度から3年度分の固定資産税に限り、課税標準を、課税標準となるべき価格から以下の割合に軽減する。



【課税標準の一覧】

対象設備	発電出力	課税標準 (※1)	要件
太陽光発電設備	1,000kW以上	3/4 (7/12~11/12)	FIT・FIP認定外 (ペロブスカイト太陽電池を使用した一定の設備 (※3) または、認定地域脱炭素化促進事業計画に従って取得した一定の設備 (※4))
	1,000kW未満	2/3 (1/2~5/6)	
風力発電設備	20kW以上	2/3 (1/2~5/6)	FIT・FIP認定
	20kW未満	3/4 (7/12~11/12)	
中小水力発電設備	5,000kW以上	3/4 (7/12~11/12)	FIT・FIP認定
	5,000kW未満	1/2 (1/3~2/3)	
地熱発電設備	1,000kW以上	1/2 (1/3~2/3)	FIT・FIP認定
	1,000kW未満	2/3 (1/2~5/6)	
バイオマス発電設備 (2万kW未満)	1万kW以上	2/3 (1/2~5/6) (※2)	FIT・FIP認定
	1万kW未満	1/2 (1/3~2/3)	

※1 軽減率について、各自治体が一定の幅で独自に設定できる「わかまち特例」を適用 (上表の括弧書の間で設定)

※2 木質バイオマス又は農産物の収穫に伴って生じるバイオマス区分に該当するものは6/7 (11/14~13/14)

※3 グリーンインセンティブ基金補助金を受けて取得した1,000kW未満の設備

※4 なお、ペロブスカイト太陽電池を設置するために必要な下地構造部等のうち、償却資産として課税されるものについては、架台として本特例措置の対象に含む

以下①~③のいずれかの補助金等を受けて取得した50kW以上の設備 (建築物の屋根及び公有地に設置された設備を除く)

① 二酸化炭素排出抑制対策事業費 (地域脱炭素移行・再エネ推進交付金及び民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業に限る)

② 需要家主導型太陽光発電・再生可能エネルギー電源併設型蓄電池導入支援事業費 (需要家主導型太陽光発電の導入支援事業に限る)

③ 株式会社脱炭素化支援機構が行う対象事業活動に対する投資助